相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市千里園三丁目一八二番地、最後の住所大阪市港区南市岡二丁目一〇番二七号　宏栄荘　被相続人　亡　上舩　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市小槻町五九一番地一、最後の住所奈良県奈良市西大寺新田町三番一九号　植松マンション三号

被相続人　亡　助田　康男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

奈良県奈良市花芝町六番地　プラザ花芝ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　上松　晋也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市川之江町二四七五番地、最後の住所愛媛県四国中央市川之江町二四七五番地の八　被相続人　亡　大平　善行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

愛媛県四国中央市中曽根町四二八番地二二階　相続財産管理人　藤田　浩晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市大埔甲七六五番地一、最後の住所高知市中秦泉寺三七一番地一二

被相続人　亡　竹村　富夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

事務所福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋四二一一　相続財産管理人　手嶋　竜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市博多区冷泉町一番、最後の住所福岡市東区松田三丁目一七番七―二〇八号　被相続人　亡　渡邊　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

福岡市中央区舞鶴三丁目七番一三号

相続財産管理人　司法書士　鶴田　美里

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年９月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社アールビーズ　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―5163号　④株式会社アールビーズ　東京都渋谷区神宮前二丁目４番12号　代表取締役　橋本治朗　⑤本社営業所　東京都渋谷区神宮前二丁目４番12号ＤＴ外苑４階　⑥平成14年６月６日　⑨平成28年７月27日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区神宮前二丁目４番12号　株式会社アールビーズ　代表取締役　橋本治朗

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年八月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

東京都中野区中野四丁目一〇番二号　キリン株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　中村　暁